



令和5年度の改定方針

【主な改定のポイント】

- 県が推進する施策である「パートナーシップ構築宣言」の公表や「埼玉県SDGsパートナー」の登録を評価対象とする
- これまでの運用実績における課題を踏まえた見直しを行う

1 県が推進する施策を踏まえた評価項目

- ① 価格転嫁のための「パートナーシップ構築宣言」の公表
- ② SDGsの取組

2 運用実績における課題等を踏まえた評価項目等の見直しによる改定

- ① 災害防止活動等の協定
- ② 災害防止活動等の実績
- ③ 災害復旧工事契約実績の削除
- ④ 継続教育（CPD）への取組
- ⑤ インターンシップ等の受入れ実績

※ここに記載していない改正点もございますので、新旧対照表をご確認ください。



価格転嫁のための「パートナーシップ構築宣言」の公表

「適切な価格転嫁」のお願い

～サプライチェーン全体での共存共栄のために～

- ✓ 埼玉県では、産官金労一丸となって、高騰するエネルギー・原材料費や人件費等の「適切な価格転嫁」を推進しています！
- ✓ サプライチェーン全体での共存共栄のため、事業者の皆様には、「適切な価格転嫁」への御理解・御協力をお願いします！

- ✓ 産官金労の12団体で価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます



▲「価格転嫁の円滑化に関する協定」締結の様子 (令和4年9月8日)

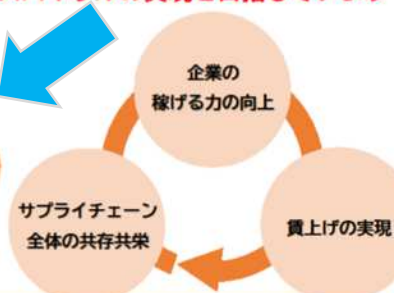
【協定締結団体】

- ・埼玉県
- ・関東財務局
- ・関東経済産業局
- ・埼玉労働局
- ・一般社団法人埼玉県商工会議所連合会
- ・埼玉県商工会連合会
- ・埼玉県中小企業団体中央会
- ・一般社団法人埼玉県経営者協会
- ・埼玉経済同友会
- ・埼玉中小企業家同友会
- ・一般社団法人埼玉県銀行協会
- ・日本労働組合総連合会埼玉県連合会

- ✓ サプライチェーン全体で転嫁を適切に行い、企業の稼げる力を高め、賃上げにまでつなげていく正のスパイラルの実現を目指しています

適切な価格転嫁の気運醸成

1. パートナーシップ構築宣言の登録促進
2. 中小企業診断士による個別支援の実施
3. 価格交渉支援ツールの開発・提供
4. 研修会の開催や広報による意識醸成
5. 価格交渉の実態調査と好事例の横展開



- ✓ 価格転嫁を促進するため、事業者の皆様におかれましては以下のことに御協力をお願いします

パートナーシップ構築宣言への御登録と遵守

- ・パートナーシップ構築宣言に御登録いただき、価格交渉に積極的に応じていただきますようお願いいたします



パートナーシップ構築宣言



下請かけこみ寺HP

取引上の悩みは抱え込まずに相談

- ・価格交渉のお悩みは「下請かけこみ寺」に御相談ください

- ✓ 積極的に価格転嫁に取り組む企業への優遇措置の実施や企業の価格交渉を支援するための各種事業に取り組んでいます

パートナーシップ構築宣言企業への優遇措置の実施

- ・国補助金の加点措置の実施
(例)・経済産業省の各種補助金
・モーダルシフト等推進事業費補助金(国土交通省)
- ・県制度融資の適用拡大
(例)・産業創造資金(社会貢献企業等優遇貸付)

価格交渉のプッシュ型支援

- ・専門家(一般社団法人埼玉県中小企業診断協会)を派遣し、価格交渉のノウハウをプッシュ型で支援しています
- 価格転嫁の課題解決のため、積極的に御活用ください

企業の価格交渉支援ツールの提供

- ・明確な根拠に基づく価格交渉を支援するため、価格交渉支援ツールを開発しましたので御活用ください

- Point 1 主要な原材料価格の推移を示す資料を簡易に作成可能
- Point 2 日本銀行の公表データに基づいており、正確性を担保
- Point 3 どなたでもお使いいただけるよう表計算ソフトを使用



▲資料イメージ

(ツールのダウンロードはこちら)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/Library-info/kakakukoushoutool.html>

適切な価格転嫁に関する研修会の開催

- ・適切な価格転嫁の気運を醸成するため、研修会を開催しました
- YouTubeで配信中ですので、下記URLから御視聴ください

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kakakutenka-kiunijousei.html>



県HP



価格転嫁のための「パートナーシップ構築宣言」の公表

コ (カ) パートナーシップ構築宣言の公表

評価項目	評価基準	配点
(カ) パート ナーシップ 構築宣言の 公表※1	パートナーシップ構築を宣言し、(公財) 全国中小企業振興機 関協会が運営するポータルサイトで公表している。	0.5
	上記に該当しない。	0

※1 入札公告日時点において、入札参加者が当該宣言を作成し、かつ評価日※2時点において、
(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している場合に評価する。

※2 評価日とは、発注者が技術資料を受領し、技術資料の評価を行う日とする。

○「パートナーシップ構築宣言」について

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たな
パートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの

【令和5年度の改訂】

県が推進する施策である適切な価格転嫁のための「パートナーシップ構築宣言」を公表した
企業を評価する

SDGsの取組

県におけるSDGsの主な取組

- SDGs庁内推進本部
- SDGs官民連携プラットフォーム

○SDGsパートナー

- 埼玉版SDGs推進アプリ『S3（エスキューブ）』
- 「SDGs未来都市」の選定

- ・
- ・
- ・

SDGsを進める企業・団体の皆様！
埼玉県SDGsパートナー
 になりませんか？
年3回募集

第8期登録受付期間は
令和4年12月12日～令和5年2月6日まで

SDGsに自ら取り組むとともに、県と連携してSDGsを普及する企業・団体等を登録する制度です。

【登録要件】

対象：県内に事業所等を有し、事業活動を行う企業・団体等

要件：① 環境・社会・経済の三側面を取組・指標を設定していること。
 ② SDGs達成に向け実施する基本的な取組内容が具体的であること。

【登録特典】

- 登録証が付与されます。
- 県ホームページ等でSDGsの取組をPRできます。
- 専用ロゴマーク(下図)が使用できます。
- 埼玉版SDGs推進アプリへのPR動画を掲載できます。
- 産業創造資金(県制度融資)が利用可能になります。

埼玉県
 SDGsパートナー

担当：埼玉県 企画財政部 計画調整課 総括・SDGs推進担当
 電話：048-830-2133 e-mail：a2130-06@pref.saitama.lg.jp



SDGsの取組

コ（キ）SDGsの取組

評価項目	評価基準	配点
（キ）埼玉県SDGsパートナーへの登録※1	埼玉県SDGsパートナーに登録している。	0.5
	上記に該当しない。	0

※1 入札公告日時点において、入札参加者が埼玉県SDGsパートナーに登録されている場合に評価する。

「埼玉県SDGsパートナー」について

SDGsに自ら取り組むとともに、その実施内容を公表する県内企業・団体等を県が登録する制度

【令和5年度の改訂】

県が推進する施策である「埼玉県SDGsパートナー」に登録した企業を評価する



災害防止活動等の協定

イ (ア) 災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準		配点※4-3
(ア) 災害防止活動等の協定※1	県機関等と協定等※2を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	当該発注課所※3-2管内に本店又は主たる営業所を置いている。	1.0 [2.0]
		上記以外。	0.5 [1.0]
	上記に該当しない。		0 [0]

※1 県機関等との協定書や登録証（企業単体の場合）又は証明書（団体の場合）などにより、入札公告日時点において協力体制を確認できるものとする。なお、国又は市町村との協定（協力体制）は評価対象としない。

※2 「県機関等と協定等」の記述は、発注者が必要に応じて協定を選択できるものとする。

※3-2 「当該発注課所」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

※4-3 [] 内の点数は、地域担手型、実績重視型及び施策チャレンジ型に適用する。

【令和5年度の改訂】

該当する工事によって適切な協定を評価するため、評価対象とする協定等を必要に応じて設定できるように変更する



災害防止活動等の実績

イ（イ） 災害防止活動等の実績 《評価基準、配点は地域担手型・実績重視型・施策チャレンジ型の例》

評価項目	評価基準	配点
(イ) 災害防止活動等の実績※1	過去2年度間※2に下記の活動を2件以上行った。 ・当該発注課所※3-2の求めによる災害防止活動等。 ・国土交通省との協定又は求めによる、当該発注課所※3-2管内での災害防止活動等。	2.0
	過去2年度間※2に下記のいずれかの活動を1件行った。 ・当該発注課所※3-2の求めによる災害防止活動等。 ・国土交通省との協定又は求めによる、当該発注課所※3-2管内での災害防止活動等。	1.0
	上記に該当しない。	0

※1 評価となる災害防止活動等は、補則「災害防止活動等一覧」のとおりとする。

なお、市町村の求めによる活動実績は評価対象としない。建築工事等においては、実績が少ないことから原則選択しない。

※2 「過去2年度間」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

※3-2 「当該発注課所」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

※4-3 活動日が2年度間に跨る場合には、当該活動の初年度の活動を評価する。

【令和5年度の改訂】

災害防止活動を迅速に評価するため、評価対象期間を必要に応じて設定できるように変更する



災害復旧工事契約実績の削除

~~コ(カ) 災害復旧工事契約実績~~

評価項目	評価基準	配点
(カ) 災害復旧工事契約実績^{※1}	過去2年度間^{※2}に県との災害復旧工事契約実績^{※3}がある。	1.0
	上記に該当しない。	0

- ~~※1 標準パッケージの土木Ⅰ型・土木Ⅱ型、特定課題パッケージの若手育成型・地域担手型・施策チャレンジ型においては、特例として選択評価項目とする。~~
- ~~※2 発注者は、必要な期間を任意設定することができる。~~
- ~~※3 災害復旧工事契約実績は、公告日までに完了した工事とする。~~

○対象となる災害復旧工事

災害復旧工事とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」又は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用を受けた工事とする。

【令和5年度の改訂】

台風第19号に係る災害復旧工事の不調不落対策として暫定的に運用してきたことを踏まえ、制度の冗長化を避けるため廃止する



継続教育（CPD）への取組

カ) 継続教育（CPD）への取組

評価項目	評価基準	配点
カ) 継続教育（CPD）への取組 ※1、※2	過去 1-3 年度間 ※3 の いずれかの年度 に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。	1.0
	過去 1-3 年度間 ※3 の いずれかの年度 に、各団体等が推奨する単位の1/2以上（かつ推奨単位未満）を取得している。	0.5
	上記に該当しない。	0

※1 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とする。

※2 推奨単位を定めている団体等の継続教育（CPD）を評価対象とする。

~~※3 ガイドラインVer.17に限り特例として過去3年度間のうち、いずれかの年度に取得した単位の評価とする。~~

【令和5年度の改訂】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置を廃止し、過去1年度間に取得した単位を評価する。



インターンシップ等の受入れ実績

サ (ア) インターンシップ等の受入れ実績

評価項目	評価基準	配点
(ア) インターンシップ等の受入れ実績	過去 2 3 年度間に、連続した 3 日以上 of インターンシップの受入れ実績がある。	1.0
	過去 2 3 年度間に、短期 (3 日未満) のインターンシップ又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5
	上記に該当しない。	0

【令和 5 年度の改訂】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置を廃止し、過去 2 年度間に取得した単位を評価する。